

## 第三セクター等について地方公共団体が有する 財政的リスクの状況に関する調査結果

総務省は、第三セクター等について地方公共団体が有する財政的リスクの状況に関する調査を実施し、調査結果を取りまとめましたので、公表いたします。

本調査は、調査結果を団体・法人別に公表し、財政的リスクを見える化することにより、抜本的改革を含む経営健全化等の取組を推進することを目的としています。

### ○ 調査対象法人

本調査においては、第三セクター等のうち、地方公共団体が損失補償等（損失補償・債務保証）、貸付（長期・短期）を行っている法人を調査対象としています。

（注）「第三セクター等」とは、第三セクター及び地方公社をいい、「第三セクター」とは地方公共団体が出資又は出えんを行っている一般社団法人及び一般財団法人（公益社団法人及び公益財団法人を含む。）、特例民法法人並びに会社法法人をいい、「地方公社」とは地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社をいうものとします。

ただし、以下の法人は対象としていません。

- ・ 事業活動の範囲が全国的な法人又は全国規模で設立されている法人
- ・ 銀行等金融機関並びに広域的に事業を行う電力会社又はガス会社

### ○ 調査時点

平成 27 年 3 月 31 日時点

（連絡先）

自治財政局公営企業課

松田課長補佐、山邊係長、佐藤事務官

電話 03-5253-5635（直通） 内線 23425

FAX 03-5253-5640

## ○ 調査結果の概要

(単位:法人数)

法人分類	全体数	I 当該地方公共団体の財政規模に対する損失補償等の額の割合(※1)が、早期健全化基準(※2)に達している法人	II 債務超過法人	III 経常赤字法人	土地開発公社
					IV 債務保証等の対象となっている保有期間が5年以上の土地の簿価総額が、当該地方公共団体の財政規模の10%以上となっている公社
	法人数(構成比)	法人数(構成比)	法人数(構成比)	法人数(構成比)	法人数(構成比)
<b>第三セクター</b>	643 (54.0%)	16 (16.3%)	91 (68.4%)	254 (56.7%)	-
社団法人・財団法人	295 (24.8%)	13 (13.3%)	12 (9.0%)	145 (32.4%)	-
会社法法人	348 (29.2%)	3 (3.1%)	79 (59.4%)	109 (24.3%)	-
<b>地方公社</b>	548 (46.0%)	82 (83.7%)	42 (31.6%)	194 (43.3%)	74 (100.0%)
土地開発公社	493 (41.4%)	71 (72.4%)	35 (26.3%)	185 (41.3%)	74 (100.0%)
地方道路公社	32 (2.7%)	7 (7.1%)	2 (1.5%)	4 (0.9%)	-
地方住宅供給公社	23 (1.9%)	4 (4.1%)	5 (3.8%)	5 (1.1%)	-
計	1,191 (100.0%)	98 (100.0%)	133 (100.0%)	448 (100.0%)	74 (100.0%)
全体数に占める割合	1,191/1,191 (100.0%)	98/1,191 (8.2%)	133/1,191 (11.2%)	448/1,191 (37.6%)	74/493 (15.0%)

(※1) (損失補償・債務保証付債務残高+短期貸付金) / 標準財政規模

(※2) 実質赤字の早期健全化基準・・・道府県 3.75% (東京都 5.67%)、市区町村 11.25~15.00%

- 調査対象法人数は1,191法人となっており、内訳は社団・財団法人が295法人(24.8%)、会社法法人が348法人(29.2%)、地方公社が548法人(46.0%)となっている。  
また、地方公社のうち、土地開発公社が493法人(41.4%)、地方道路公社が32法人(2.7%)、地方住宅供給公社が23法人(1.9%)となっている。
- 調査対象法人1,191法人のうち、当該地方公共団体の標準財政規模に対する損失補償等の額の割合が実質赤字の早期健全化基準に達している法人は98法人(8.2%)、債務超過の法人は133法人(11.2%)、経常赤字又は当期正味財産額が減少している法人は448法人(37.6%)となっている。  
また、土地開発公社493法人のうち、損失補償等を付した借入金によって取得された土地で保有期間が5年以上の土地の簿価総額が当該地方公共団体の標準財政規模の10%以上の土地開発公社は74法人(15.0%)となっている。
- 各地方公共団体においては、第三セクター等について地方公共団体が有する財政的リスクの適正な把握に努めるとともに、地方公共団体にとって財政的リスクが高い第三セクター等については、速やかに経営健全化等に取り組むことが必要である。

以上